

# 令和6年能登半島地震による災害関連情報について

この度発生した令和6年能登半島地震で被災された皆様へ謹んでお見舞い申し上げます。

※情報はR6.2.5現在です。内容は抜粋して掲載しています。詳細については各種HPをご覧ください。

## 【重要】被害を受けた証明となる記録と保管についてのお願い

令和6年能登半島地震に関して、被害を受けた証明となる

- ・ **罹災証明書** 住家及び非住家（事務所、店舗、倉庫など）の申請が可能。ただし、非住家の被害程度は実際の被害状況に関わらず「被害あり（一部破壊）」となります。
  - ・ **被害を受けた資産等の複数写真**
  - ・ **すでに施設復旧等を実施した場合、請求書や領収書、契約書等の取引における書類**
- は下記申請にあたり少なくとも必要になりますので取得・保管ください。

区分	内容	問合せ先
相談窓口	<b>令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口</b>	高岡商工会議所 中小企業相談所 TEL：0766-23-5007
補助金	<b>小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」（令和6年能登半島地震）</b> 小規模事業者の事業再建を支援するため、商工会議所等の助言を受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の一部を補助します。 ○補助上限額 200万（直接的被害）・100万（間接的被害） ○補助率：2/3以内※要件を満たす場合は定額 ○締切：1次受付締切2月29日（木）※2次公募も予定されています。	 ※補助金は「給付金」ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。 補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、後払いとなります。
	<b>なりわい再建支援補助金</b> 令和6年能登半島地震に関して、施設復旧等の費用に対する補助金が予定されています。 ○補助対象経費：中小企業者等の施設又は設備であって、「令和6年能登半島地震」のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費。 ○補助上限額：最大3億円 ○補助率：中小企業等3/4以内 ※詳細情報が発表され次第、HP等で公開します。	
金融	<b>令和6年能登半島地震災害マル経</b> ○貸付対象：「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行っており、令和6年能登半島地震の直接被害者（建物、機械設備、在庫品等）及び間接被害者（売上減少等）。 資金使途：復旧により必要とする設備、運転 ○貸付限度：1,000万円 * 「一般マル経」の貸付限度額2,000万円とは別枠 ○貸付利率：一般マル経より当初3年間直接被害者△0.9%、間接被害者△0.5% ○貸付期間：設備資金10年以内（据置期間2年以内） 運転資金7年以内（据置期間1年以内）	
	<b>能登半島地震特別金融相談会</b> 高岡商工会議所と日本政策金融公庫高岡支店で共催する相談会を実施します。 ○日時：毎週木曜日13時～16時開催（要予約） ※2月末まで実施予定。	
	<b>震災対策特別融資（富山県）</b> ○融資要件：令和6年能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者 ○資金使途：設備、運転 ○融資限度：1億円 ○融資利率：年1.25%以内 ○融資期間：10年以内（据置期間5年以内） ○保証料率：0～0.55%（保証必須）	富山県 地域産業支援課 TEL：076-444-3248 

	<p><b>災害対応資金（高岡市）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資要件：HP 参照</li> <li>○資金使途：設備、運転</li> <li>○融資限度：2,500 万円以内</li> <li>○融資期間：10 年以内（据置期間 1 年以内）</li> <li>○貸付利率：年 1.60%以内</li> <li>○保証料率：0.35～1.05%（市が全額補給）</li> </ul>	<p>高岡市 産業企画課 TEL：0766-20-1286</p> 
	<p><b>災害貸付（日本政策金融公庫）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資要件：HP 参照</li> <li>○融資限度：3,000 万円（各融資限度に上乘せ）※国民生活事業</li> <li>○融資期間：10 年以内（据置期間 2 年以内）</li> <li>○措置内容：①利率⇒融資後 3 年間、「災害貸付」、「災害復旧貸付」の利率を 0.9%引下げ ②利率引下げ適用の限度額⇒1,000 万円（中小企業団体にあっては 3,000 万円）</li> </ul>	<p>日本政策金融公庫 高岡支店 TEL：0570-045028</p> 
	<p><b>小規模企業共済 特例災害時貸付け</b>  <b>&lt;災害救助法適用地域内に所有する事業資産が直接被害に遭われたご契約者様&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○借入要件：HP 参照</li> <li>○借入額：50 万円～2,000 万円（掛金納付月数に応じて、掛金の 7 割～9 割）</li> <li>○借入期間：借入額が 500 万円以下の場合は 4 年、借入額が 505 万円以上の場合は 6 年（据置期間 1 年を含む）</li> <li>○貸付利率：0% 1 年間据置後、6 か月毎の元金均等払い *売上減少が見込まれるご契約者様用の条件もあり。</li> </ul>	<p>共済事業グループ 小規模共済融資課 TEL：03-3433-8811</p> 
税金	<p><b>国税の申告・納付等の期限の延長</b>          国税に関する申告、申請、納付等の期限が延長されます。</p>	<p>国税庁</p> 
	<p><b>県税の減免制度等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害で事業用資産や住宅・家財、不動産、自動車が損害を受けた場合には各種県税が減免される場合があります。</li> <li>・また災害復旧の為に資金借入等に必要な納税証明書については、交付手数料が減免される場合があります。</li> </ul>	<p>総合県税事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人事業税 TEL：076-444-4506</li> <li>②不動産取得税 TEL：076-444-4505</li> <li>③自動車税センター TEL:076-424-9211</li> </ul> 
労働	<p><b>労働保険料等の申告・納期限等の延長</b>          石川県及び富山県に所在地のある事業場の事業主等について、労働保険料等(※)の申告・納期限等を延長（令和 6 年 1 月 1 日以降の労働保険料等に関する申告書の提出、納付、徴収に関する期限を延長）します。          ※労働保険料及び一般拠出金</p>	<p>富山労働局 労働保険徴収室 TEL：076-432-2714</p> 
	<p><b>雇用調整助成金の特例措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月に短縮します。</li> <li>・最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。</li> <li>・地震発生時に事業所設置後 1 年未満の事業主についても助成対象とします。</li> <li>・計画届の事後提出を可能とします。</li> <li>・過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、 (1)支給日数上限を撤廃 (2)前回の対象期間の満了日の翌日から 1 年を経過していなくても助成対象</li> <li>・雇用保険被保険者期間が 6 か月未満の労働者も助成対象</li> <li>・助成率の引上げ（大企業：1/2⇒2/3、中小企業：2/3⇒4/5）</li> <li>・休業等規模要件の緩和（大企業：1/15⇒1/30、中小企業：1/20⇒1/40）</li> <li>・1 年間の支給限度日数の延長（100 日⇒300 日）</li> <li>・残業相殺制度の撤廃</li> </ul>	<p>雇用調整助成金 産業雇用安定助成金 コールセンター TEL：0120-603-999</p> 
<p style="text-align: center;"><b>高岡商工会議所</b>  <b>令和 6 年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口（中小企業相談所）</b>          TEL:0766-23-5007 ✉soudan@ccis-toyama.or.jp</p>		